

4月1日現在（前月との比較）		
世帯数	63,547世帯	(142世帯増)
人口	132,593人	(169人減)
(男)	66,610人	(91人減)
(女)	65,983人	(78人減)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 休業等により売上げが減少した事業者の皆さんへ 協力金や給付金などをご利用ください

問い合わせ 商工観光課商工労政係

東京都緊急対策感染拡大防止協力金

都では、休業要請や協力要請に応じて施設の使用停止に全面的に協力した事業者向けに給付金制度を創設します。すでに発令されている休業要請（緊急事態宣言）の対象事業者のほか、飲食店等は、営業時間短縮などの対応を行っている場合も対象となります。

対象 「東京都における緊急事態措置等」により、休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業および個人事業主で、2年4月16日～5月6日のすべての期間において休業（飲食店の場合は営業時間短縮も含む）を行っていること

※令和2年4月10日まで（緊急事態宣言が発令される以前）に開業していること

※飲食店などの場合は、店舗での営業を行わなければ、テイクアウトなどのサービスを継続していても対象となります。

※生活必需品を取り扱う店舗や医療施設、宿泊施設、交通機関などは休業要請の対象外

※対象施設の詳細は、東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html> 参照

給付内容 1事業者に対し、1店舗の休業は50万円、2店舗以上の休業は100万円

※5月上旬ごろから支給開始予定

申請方法（予定） 2年6月15日までに申請書類①～④を専用ホームページから提出または郵送

①協力金申請書

※専用ホームページからダウンロード可

②営業実態が確認できる書類…営業許可証の写し、直近の帳簿、確定申告書の写しなど

③休業の状況が確認できる書類…休業期間を告知するホームページや店頭ポスターの写しなどでも可

④誓約書

詳細・問い合わせ 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎ 03-53388-0567（午前9時～午後7時、土・日曜日、祝日を含む）

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している方

給付内容 原則として、法人200万円、個人事業者100万円

※昨年度の売上げを基準として、今年中の売上げが50%以上減少した月の売上げから計算

※2年1月～12月のうち、前年同月比で売上げが50%以上減少したひと月を事業者が選択

申請方法（予定） 電子申請

※感染症対策を講じたうえで、申請支援窓口（予約制）を順次設置予定

申請に必要なもの（予定） 住所確認ができるもの▷振込先口座番号（通帳の写し）▷元（平成31）年の確定申告書類の控え▷減収月の事業収入額を示した帳簿等（様式不問）▷法人番号（法人のみ）▷本人確認書類（個人事業主のみ）

詳細・問い合わせ 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183（午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日を含む）

雇用調整助成金の特例措置

厚生労働省では、2年4月1日～6月30日を緊急対応期間とし、会社・個人事業主が支払う休業手当等の一定割合を支援する制度「雇用調整助成金」の特例措置を実施しています。

※雇用調整助成金は、事業者が労働者に対して一時的に休業、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもので、従業員に直接支給されるものではありません。（事業者が従業員に支給する休業手当の原資となり、雇用の維持がしやすくなります。）

※緊急対応期間中は、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めます。

助成率 中小企業…5分の4、大企業…3分の2

※解雇を伴わない場合は、中小企業…10分の9、大企業…4分の3

支給限度日数 1年間100日に緊急対応期間を加算

詳細 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html（「雇用調整助成金」で検索）

問い合わせ ハローワーク青梅 ☎ 24-8609

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金 （労働者を雇用する事業者向け）

対象 2年4月1日～6月30日に、次の①または②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインに基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校を休む必要がある子ども

助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（助成金上限額8,330円）

詳細・問い合わせ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999（午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日を含む）

助成金の勧誘にご注意ください

助成金の申請や申請の相談受付などの書面を一方的に送り付ける、電話で勧誘するなど、悪質な業者についての情報が寄せられています。

厚生労働省や都労働局、ハローワーク、市役所では、このような勧誘に関与することはありません。十分にご注意ください。

新型コロナウイルス緊急対策資金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業者を対象に「新型コロナウイルス緊急対策資金」を取り扱い金融機関から融資します。市が3年間の利子と信用保証料を全額負担し、中小事業者（利用者）の負担を軽減します。

対象となる中小事業者 青梅市中小企業振興資金融資制度（運転資金）の申込人の資格を満たすこと。

申込人の資格 ①市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。
②公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有すること。（法人は除く）
③すでに納期を経過した分のすべての市税を完納していること。
④確実な1人以上の連帯保証人または担保あるいは信用保証協会の保証があること。（法人の場合は、他に代表者の保証が必要）
⑤手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

融資の条件 次のいずれかに該当すること
▽直近1か月間の売上が前年同月比較で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含まず3か月の売上げが、前年同期に比して15%以上減少していることが見込まれること。

用途・限度額 運転資金・1千万円
貸付期間 据置期間1年を含む7年間
利率 年利1.2%
※3年間は全額、4年目は以降は2分の1を市が負担
返済方法 7年間の元本均等償還
実施期間 令和2年9月30日まで
相談・申請先 取り扱い金融機関へ
※取り扱い金融機関は、市ホームページ（記事ID・19577）参照
※申請書類は、市商工観光課（市役所3階）、配布、市ホームページからダウンロード可

問い合わせ 商工観光課

◆暮らし・住まい・環境…2～6面 ◆保険・年金・税金…5面 ◆健康・福祉…7面 ◆子育て・教育…7面、8面
◆スポーツ・観光・文化…7面 ◆なんでも情報局アンテナ…7面 ◆相談日・健康診査 ほか…8面

令和2年度 青梅市教育委員会教育施策を策定しました

市教育委員会では、「青梅市教育委員会の教育目標」を定め、教育目標を達成するため「青梅市教育委員会の基本方針」を定めています。

この教育施策は、青梅市総合長期計画の考え方を踏まえ、教育分野における主な教育施策をとりまとめたものです。

令和2年度 主な教育施策 (新規・拡充事業)

- ▽小学校におけるプログラミング・ラミング教育の推進
- ▽吉川英治記念館の運営
- ▽小・中学校特別教室等空調整備工事の実施



お問い合わせ 教育総務課 庶務係

令和2年青梅市議会定例会5月招集議会が、5月15日(金)の午前10時から予定されています。

予定されている内容は、会期の決定です。

原則としてどなたでも傍聴できます。

市議会では、ホームページで定例議会の内容や市議会議員の紹介など、市議会の情報をお伝えしています。また、本会議録および委員会記録については、会議録検索システムによりご覧になることができます。

本会議の様子は、映像配信システムによりインターネットでライブ・録画中継をしており、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

お問い合わせ 議会事務局



5月1日からクールビズを実施します

市では、地球温暖化対策の一環として、冷房温度設定28℃でも快適に過ごせるライフスタイル「クールビズ」を5月1日から実施します。

期間中、庁舎の室温は28℃を基本とし、職員はノーネクタイ、ノー上着などで勤務します。

また窓口以外の昼休みの消灯など、節電対策を本年で実施しています。

市内の事業所や市民の皆さんにおかれましても、夏を涼しく過ごす工夫をし、引き続き節電へのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 環境政策課



マイナポイントの予約 (マイキーID設定) 支援窓口を開設しています

マイナポイントを利用するには、マイナポイントの予約(マイキーID設定)が必要になります。

皆さんに積極的に利用していただくため、マイナポイントの予約(マイキーID設定)の支援窓口を開設しています。

開設日 令和3年3月31日(水)までの月～金曜日(祝日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時

会場 市役所1階市民課西側

持ち物 マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書(4ケタの暗証番号)

お問い合わせ 支援窓口について…市民課住民記録係
マイナポイントについて…企画政策課



創業者向け空き店舗活用事業補助金

市では、空き店舗を活用して創業する方を対象として、施設の改装費用の一部を補助します。

補助金の活用を希望する方は、補助金交付申請の手続きをお願いします。

補助対象者 個人で事業を始め、または法人を設立しようとする方で、産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、証明書を交付された方

提出期間 5月11日(月)～25日(月)

※午後5時15分まで

提出場所 商工観光課商工労政係(市役所3階)

※補助対象経費等の詳細については、市ホームページでご確認ください。

※応募多数の場合、補助金が満額交付とならない場合があります。

お問い合わせ 商工観光課商工労政係



市営住宅「あき室」入居者募集

市営住宅「あき室」への入居者の募集は、現在入居可能なあき室について、入居資格者を決定するものです。入居資格者と入居あき室の順位は、公開抽選を行い、資格審査のうえ決定します。

募集予定住宅 表1参照

住宅使用料(月額) 9千円～6万3千900円

※入居する住宅、世帯の所得により決定します。

申込者の資格 ①市内に3か月以上居住している成年者であること(外国人については1年以上居住している成年者) ②同居または同居しようとする親族がいること。ただし、表1の単身入居可の住宅は、60歳以上の方③世帯の所得が表2の所得基準内であること④住宅に困っていることが明らか(こと⑤)すでに納期を経過した分の市税を完納していること⑥申込者または

申し込みの注意 ①住宅の階数などの指定はできません②世帯を不自然に分割または合併した方は申し込みができません③申し込みにおいて虚偽事実が判明したときは、一切の資格を無効とします④住宅使用料のほかには、共益費を負担していただきます⑤募集戸数等の詳細は「申込みのしおり」でご確認ください。

申込書・しおりの配布、申込受付期間 表3参照

申し込み 下表の日時・場所へ直接持参または6月12日(消印)までに郵送 198-8701青梅市住宅課公営住宅係へ

お問い合わせ 住宅課公営住宅係

ウメ輪紋ウイルス感染状況調査の延期

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、例年5月上旬に実施しているウメ輪紋ウイルス緊急防除にかかる強化対策地区内の感染状況調査を延期します。

実施時期については決まりしだい、お知らせします。

また、5月下旬から予定していた強化対策地区

外の調査についても延期します。

お問い合わせ 梅の里再生担当

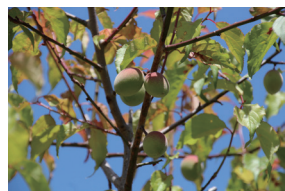


表1 募集予定住宅

住宅	住所	タイプ	単身
千ヶ瀬第3	千ヶ瀬町1-105	2DK	可
大門第5・6	大門1-376		
長淵第4	長淵1-1029		
富岡第2	富岡3-1172		
藤橋第2	藤橋1-408-1	2DK	不可
日向和田	日向和田1-253		
駒木	駒木町2-446-2		
和田第1	和田町2-268-1		
畑中第1	畑中2-256-1		
友田	友田町5-299		
裏宿	裏宿町711-1		

表2 所得基準

家族数	所得金額※	
	一般世帯	高齢者等世帯
単身	256万8千円まで	
2人	227万6千円まで	294万8千円まで
3人	265万6千円まで	332万8千円まで
4人	303万6千円まで	370万8千円まで
5人	341万6千円まで	408万8千円まで

※所得金額は家族全員の所得を合算してください。

表3 申込書・しおりの配布、申込受付期間

受付日程(6月)	受付時間	場所
5日(金)	午前8時30分～午後5時15分	住宅課(市役所5階)
6日(土)、7日(日)※	午前8時30分～午後5時	休日夜間出入口(市役所1階)
8日(月)～12日(金)	午前8時30分～午後5時15分	住宅課(市役所5階)

※申込書・しおりの配布のみで、受付は行いません。

5月12日は民生委員・児童委員の日

～ 思いやり あなたと私の地域の「わ」～

◎民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの悩みごとや生活で困ったことなどの相談相手として、また、相談内容に応じて市役所や社会福祉協議会などの関係機関とのパイプ役として、福祉の向上に活躍しています。

市内には、厚生労働大臣から委嘱された145人の民生委員・児童委員(下表)が、各担当区域で、地域の皆さんの身近な生活の相談員として活動しています。

民生委員・児童委員の自宅玄関には、「東京都民生委員・児童委員」の門標が掲げてあります。

◎児童・子育ての相談もできます

民生委員は、児童委員も兼ね、学校や児童相談所等と協力し、子どもの虐待

や青少年の非行問題などにも取り組んでいます。

さらに、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童委員が、担当地域の児童委員と協力し活動しています。

◎個人情報もしっかり守ります

職務上知り得た個人情報については、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

◎民生委員の主な仕事

- ▷福祉事務所、児童相談所など行政機関への連絡、協力活動
- ▷生活保護、児童・母子・高齢者・心身障害者(児)などに関する相談・助言・指導
- ▷地域福祉の向上のために行う自主活動など

問い合わせ 福祉総務課庶務係

令和2年4月1日現在(○印は主任児童委員)(敬称略)

担当区域	氏名	電話番号	担当区域	氏名	電話番号	担当区域	氏名	電話番号
第1地区 20人			河辺町8丁目の一部	加藤孝枝	31-4203	新町3丁目の一部	島田光雄	31-1689
勝沼1丁目	久保悦子	22-0892	河辺町9丁目の一部	佐野清隆	24-8792	新町3丁目の一部	松永令子	31-5765
勝沼2丁目	高橋利昌	23-6623	河辺町9丁目(霞台第1住宅)	船木明彦	21-5779	新町4・5丁目	野崎京子	31-7386
勝沼3丁目	川寄道夫	20-0805	河辺町10丁目	井上光子	24-5917	新町4・5丁目	更科俊嗣	33-4822
西分町1丁目、西分町2丁目北	☆		駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町全域	○川崎由保	22-9686	新町5丁目	水野光子	31-4585
西分町2丁目南、西分町3丁目	橋本雅彦	22-4558	河辺町全域	○東 綾子	21-7163	新町6丁目・7丁目	横山光治	32-6770
住江町	守谷直記	24-6786	第3地区 26人			新町7丁目	中村範子	31-4631
本町	岩浪由美子	22-3212	東青梅1丁目	鈴木優子	22-6918	新町8丁目	佐々木孝信	31-6082
仲町	栗原郁夫	090-1812-4751	東青梅2丁目	鶴島章示	22-4390	新町9丁目	田中 誠	31-2560
上町	根岸幸子	22-6075	東青梅2丁目	中嶋 保	23-1757	新町9丁目	青木孝夫	31-4665
森下町	徳田小夜子	22-0040	東青梅3丁目	中嶋信子	22-8376	未広町1・2丁目	大塩義之	31-8463
裏宿町1丁目自治会	横井二郎	22-9239	東青梅3丁目	柴田邦恵	22-6424	谷野、木野下、今寺、藤橋、今井	○神山典久	090-8891-3127
裏宿町2丁目自治会	氏江正二	23-6187	東青梅4丁目	☆		新町、未広町	○竹尾由紀子	32-5375
天ヶ瀬町の一部	知久妙子	090-2735-3431	東青梅4丁目	☆		第5地区 20人		
天ヶ瀬町の一部	指田晴美	21-5085	東青梅5丁目	篠原澄子	24-5389	畑中1丁目、畑中2丁目	木村雅子	23-4413
滝上町	榎戸万利子	22-3985	東青梅5丁目	村山成美	090-6790-1836	畑中2丁目	福泉道代	23-7663
大柳町	高橋昭代	22-4418	東青梅6丁目	高橋芳江	24-6577	和田町1・2丁目	並木 誠	76-0251
日向和田1丁目	笛木 隆	24-1096	根ヶ布1丁目、根ヶ布2丁目	吉川 寛	22-3859	梅郷1・2丁目	榎戸恵美子	76-0246
日向和田2丁目	芦沢茂幸	22-6315	根ヶ布2丁目	小柳友次	23-3179	梅郷3・4丁目	木村美佐	76-1710
日向和田3丁目	山下りか子	21-2300	師岡町1丁目、バ-ムイツ河辺	大野葉子	24-8807	梅郷5丁目	佐久間俊子	76-2102
一・四小学区全域	○桑田早苗	21-1656	師岡町2丁目	築地夏美	22-0786	梅郷6丁目	中村佳美	76-1704
一中学区全域	○横川眞澄	23-8607	師岡町3丁目	菅原あさ子	21-4601	袖木町1丁目	山田泰子	76-1753
第2地区 33人			師岡町4丁目	結城智子	21-3301	袖木町2丁目	厚澤壽子	76-0103
駒木町2丁目	佐藤由恵	23-7762	野上町1丁目	鈴木園美	27-3650	袖木町3丁目	宮岡滋子	76-2028
駒木町1丁目、駒木町2丁目	原島英司	22-6915	野上町2丁目	岩崎京子	22-5571	二俣尾1・2丁目	所 宏和	79-0753
長淵1丁目	山田修司	24-1737	野上町3丁目	大島一江	23-2814	二俣尾3・4丁目	青木早苗	78-9329
長淵2丁目	関山利行	22-0831	野上町3丁目(霞台第2住宅)	乙津広子	090-2419-3190	二俣尾5丁目	須崎幸子	78-9171
長淵3丁目	久保ミエ子	24-6806	野上町4丁目	清水久美子	24-3645	沢井1・2丁目	原嶋曜子	78-8395
長淵4丁目	平林房子	22-9247	吹上	塩野進一	22-4237	沢井3丁目	水野悦子	78-8697
長淵4丁目	濱野好邦	090-6610-1420	塩船、大門第1自治会	富澤貴佐江	24-1186	御岳本町	福田トモ子	78-8578
長淵5・6丁目	加藤美佐子	23-3573	大門1丁目	藤元健二	31-1418	御岳1・2丁目	秋山夏実	78-9318
長淵7丁目	高橋春美	22-0621	大門2丁目	安齋文子	31-2078	御岳山	秋山佳久	78-8463
長淵8・9丁目	☆		大門3丁目	清水良文	78-0276	梅郷地区	○和田智子	76-0717
友田町1丁目	林 のり子	23-1662	東青梅、根ヶ布、師岡町全域	○青柳公美	24-8793	沢井地区	○久米洋子	78-9510
友田町2・3丁目	清水郁雄	24-5301	吹上、大門、塩船、野上町全域	○坂本雅彦	31-7627	第6地区 16人		
友田町4丁目	沼田 滋	080-4182-1218	第4地区 30人			富岡1丁目	加藤博行	74-9145
友田町5丁目	泉 章子	24-1014	谷野	篠田良江	27-2628	富岡1丁目	島田美江子	74-5466
千ヶ瀬町1丁目	中山 稔	22-5135	木野下1・2丁目	関塚イネ子	31-4712	小曾木1・2・5丁目	下田光一	74-6118
千ヶ瀬町2丁目	高橋香代子	21-3256	今寺1丁目	内田久美子	31-5859	小曾木3丁目	木村誠志	74-7360
千ヶ瀬町3丁目	☆		今寺2・3丁目	塩野泰成	31-0753	小曾木4丁目	宿谷悟子	74-6763
千ヶ瀬町4丁目	川村克也	23-4082	今寺4丁目	西湖 均	31-3385	黒沢1丁目、黒沢2丁目第1	水村邦男	74-5375
千ヶ瀬町5丁目	栗原一高	22-0344	今寺5丁目	佐藤秀雄	31-5277	黒沢2丁目第2、黒沢3丁目	西 健次	74-4583
千ヶ瀬町6丁目	本橋 茂	22-9345	藤橋上・中	町田正代	31-5042	成木1丁目	加藤玉美	74-5445
河辺町1丁目	齋藤市郎	090-3205-3835	宮本、西側、山根	貴井智子	31-0969	成木2丁目	野島壯一	74-4328
河辺町1丁目	林 美明	24-0678	藤橋第1・第2	藤本美枝子	31-2906	成木3丁目	土屋喜夫	74-7260
河辺町2・3丁目	吉田和子	090-1659-7193	今井西、今井中、今井鍛冶屋	秋葉久夫	31-3424	成木4・5丁目	井上敏男	74-6552
河辺町4丁目	福島行雄	21-3507	今井堀の内、七日市場第1、七日市場第2	町田知子	31-6039	成木6丁目、成木7丁目	藤野靖代	74-5953
河辺町5丁目	佐藤由理	20-0767	今井柳田、今井城の腰、今井原今井	町田光子	31-4551	成木7丁目	早川篤子	74-6457
河辺町6丁目	生田目千代子	090-2547-8805	今井3丁目第1自治会、今井5丁目	中国文子	31-5217	成木8丁目	須崎正信	74-5940
河辺町6丁目	川杉寿あ	27-5007	今井3丁目第2自治会	兒玉 拓	31-2193	小曾木地区	○市川佳代	74-4054
河辺町7丁目	河邊昌弘	31-2163	新町1丁目	彌永徳子	33-5442	成木地区	○清水敬子	74-6610
河辺町7丁目	☆		新町1丁目	兼子久美子	31-2286			
河辺町8丁目	八谷重夫	32-3477	新町2丁目	美森由美	31-5122			

※☆は現在手続き中の地域です。この地域の方で、民生委員・児童委員に相談したい場合は、福祉総務課庶務係へご連絡ください。

現在、都から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出を自粛するよう要請されています。リサイクルセンターへの粗大ごみ等の持ち込みについて、当面の間、多くの方が持ち込みを行う日曜日については、なるべく控えていただくようご協力をお願いします。お問い合わせ リサイクルセンター ☎ 31・054

リサイクルセンターへの粗大ごみ等の持ち込みについて

- ① ペットボトルの回収
- ② 発泡スチロールトレイの回収
- ③ 牛乳パックの回収
- ④ びんの回収
- ⑤ かんづめの回収
- ⑥ 買い物袋の持参奨励
- ⑦ 簡易包装の推進
- ⑧ 使い捨て容器の使用自粛
- ⑨ エコマーク・グリーンマーク商品の販売促進



お問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

※登録は随時受け付けています。

- 青梅市リサイクル推進協力店とは、市民や小売店舗の事業主の皆さん、行政が一体となって、ごみの減量とリサイクル活動を推進する事業所です。
- 協力店には、店舗掲示用のステッカーをお渡しするほか、市ホームページ等を通じてPRをします。
- 登録資格** 市内にある小売店舗で、次のごみ減量・リサイクル推進事項のうち、2項目以上を実施する店舗
- ① ペットボトルの回収
 - ② 発泡スチロールトレイの回収
 - ③ 牛乳パックの回収
 - ④ びんの回収
 - ⑤ かんづめの回収
 - ⑥ 買い物袋の持参奨励
 - ⑦ 簡易包装の推進
 - ⑧ 使い捨て容器の使用自粛
 - ⑨ エコマーク・グリーンマーク商品の販売促進
 - ⑩ 生ごみ処理機器等の販売
 - ⑪ 広告・チラシの再生紙の使用
 - ⑫ 中古品の下取り・引き取り
 - ⑬ 事業ごみのリサイクルの推進
 - ⑭ その他、市長が認めるごみ減量・リサイクルに関する事業
- 登録方法** 清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する「青梅市リサイクル推進協力店申込書」に必要事項を記入して提出

青梅市リサイクル推進協力店募集

5月は消費者月間

統一テーマ「豊かな未来へ
『もったいない』から始めよう!」
問い合わせ 市民安全課市民相談係
もらえるか。

「消費者保護基本法」の施行20周年を機に昭和63年から毎年5月を消費者月間とし、国等では消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

最近の相談事例から
令和2年度の相談件数は1千103件

☆相談事例

「瓦屋根がずれているからと訪問販売で契約してしまった!」

「近くで工事をしているが、お宅の瓦屋根がずれているのが見えたので気になるので調べさせてほしい」と声をかけられた。職人が屋根に登り「このままだと雨漏りする。早急にリフォームしたほうがいい」と勧められた。

職人に値段を聞くと30万円ほどだと言われ断ったが、その晩雨が降り心配になり電話を入れるとすぐ訪ねてきて、工事日を決めてしまった。契約書などは受け取っていないので不安になり、工事前にキャンセルを申し出たが、いまさらできないと断られた。見積書や契約書を渡されて「署名してください」と言われ、署名をしてしまった。翌日から工事が始まり終了したが、瓦のふき替えはしないので、近所の職人から高額ではないかと言われた。今からでも適正な価格にして

では、1回目の商品を低価格で購入できると強調して表示している場合があります。しかし、定期購入であることや期間中解約できないことは文字が小さく分かりにくい表示が見られます。

また、電話がつかない状態であったり、やとつながらつても定期購入期間中は解約できないと断られるケースがほとんどです。

トラブルにあわないためには次の点に注意しましょう。

- ①適正な価格か、どのような修繕をするのかなど、事前に情報の提供を受けて契約する。
- ②住宅購入時に事業者から提供される契約書や重要事項説明書、住宅火災保険や住宅総合保険などの契約書には、屋根の素材や耐用年数などの記載があります。
- ③正しい情報を元に判断し、利用規約にチェックを入れる前にきちんと目を通しましょう。
- ④解約時のトラブルは、消費者センターへ連絡しましょう。

「初回実質0円のもりが定期購入に」 SNSの広告を見て、「人気モデルも愛用中」、「初回実質0円」という表示にひかれサブプリメントを1回だけのもりで購入した。翌月にまた同じ商品が届き、高額な請求に慌てて業者に連絡したところ電話がつからなかつた。申し込む際に実質0円ばかりに目がいき、定期購入であること、総額が2万円になるなどの表示には気付かなかつた。どうしても解除できるのか。

事業者のホームページ等

悪質商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺から高齢者を守るには、周囲の積極的な見守りが必要です。「おかしいな」と思ったら、声をかけてみることで被害防止につながります。

消費者相談室 (市役所3階) 消費生活相談員がアドバイザーします。消費者問題でお困りのときは、ご相談ください。

専用電話 ☎22・6000 ※月・金曜日(祝日・休日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時(第2・4火曜日は午後6時まで)

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

大学の落語研究会や消費者啓発ボランティアグループなどが落語、漫才、コントにより、悪質商法の手口とその対応策、食生活や環境問題などを楽しくお伝えします。各種団体等でお申し込みください。

消費者相談室

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

出前講座(講師派遣)

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

出前講座(講師派遣)

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

悪質商法、投資詐欺等の特殊詐欺の被害を防ぎ、どう対処するか、市の消費生活相談員や都の消費生活センターが事例を交えて分かりやすくお話しします。自治会、PTA、老人会、各種団体等でお申し込みください。

河川の汚染防止にご協力を

河川の白濁や油の流出などの河川事故が毎年発生しています。市内の道路の側溝は道路の雨水を河川へ流すために設置されています。タバコなどのごみや、ペンキ、洗剤、油などを流すと、河川に流れ出て汚染を引き起こします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

河川の汚染は、景観を悪化させるだけでなく、住んでいる生き物にも影響を与え、ごみは分別し、市の指定収集袋に入れて排出するほか、ペンキなどは布で拭くなど廃棄物として適正な処理を行い、側溝には何も流さないようお願いいたします。

草木の管理をお願いします

空き地が適正に管理されていないと、雑草が繁殖し、害虫の発生やごみの不法投棄などにより周辺環境の悪化につながるおそれがあります。このような状況を未然に防ぐためにも、土地所有者等による適正な管理が必要となります。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

また、ご自宅の庭も手入れを怠ると近隣の迷惑になることもあります。暑くなるにしたがい、雑草が繁茂しますので、草木は適正に管理するようにお願いします。

アライグマ、ハクビシンでお困りの方はご相談ください

市では、生態系保全や生活環境被害防止のため、外来生物(アライグマ、ハクビシン)の防除事業を実施しています。自宅等の所有地(農地を除く)での駆除を希望する方はご相談ください。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

アライグマ、ハクビシンは、設置期間中であれば何回でも捕獲可能です。タヌキやネコなどの異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。



出典：東京都環境局

お問い合わせ

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

環境政策課

国民年金の加入手続き

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

被保険者の種類・該当者等 (表1参照)

☆第1号被保険者の加入

第1号被保険者は、市役所で加入できます。(令和2年4月1日から、外国籍の方は在留資格および滞在期間により加入できない場合があります。)

持ち物 マイナンバーカードまたは年金手帳、印鑑、身分証明、年金機構等からの送付書類(お持ちの方)、その他の必要書類(表2参照)

保険料 1か月16,540円(令和2年度・定額保険料)

☆任意加入被保険者

- 次の方は、申し出により加入できます。
- ▷海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方
- ▷日本国内に住所がある60歳以上65歳未満で、厚生年金に加入していない方(基礎年金額を満額に近づけたい方、受給資格期間が足りない方)

を満額に近づけたい方、受給資格期間が足りない方)

▷65歳以上70歳未満で、昭和40年4月1日以前に生まれた方(70歳になるまでに老齢基礎年金の受給権を確保できる方)

※老齢基礎年金の受給資格期間が65歳到達前に10年以上ある方は加入できません。

持ち物 マイナンバーカードまたは年金手帳、身分証明、年金機構等からの送付書類(お持ちの方)、通帳・届け出印

付加年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)は、申し出により、付加年金を納付できます。

付加年金保険料(400円)を納めると、将来受け取る老齢基礎年金額に加算(200円×付加年金の納付月数)されます。

申請先・問い合わせ

- ▷青梅年金事務所 ☎30-3410
- ▷市保険年金課国民年金係

表1

種類	該当者	手続き先	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業、学生、フリーター、無職の方など	市役所	納付書、口座振替、クレジットカード等で納めます。
第2号被保険者	厚生年金に加入している会社員、公務員など	勤務先	給料から引かれます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	配偶者が加入する年金制度が負担します。

表2

こんなとき	必要書類
会社等を退職したとき	退職日を証明する書類(退職証明書など)
第3号被保険者で、配偶者が会社等を退職したとき	配偶者の退職日を証明する書類(退職証明書など)
第3号被保険者で、配偶者の扶養でなくなったとき	配偶者の扶養でなくなった日を証明する書類(資格喪失証明書など)
海外から入国したとき	パスポート、在留カード(外国籍の方)

○付加年金参考例

付加保険料を10年間納めた場合 納めた保険料の総額
 $400円 \times 10年(120月) = 48,000円$
 1年間に受け取る付加年金額
 $200円 \times 10年(120月) = 24,000円$
 ※受け取る年金額は、物価の変動による増減はありません。

令和2年度国民年金保険料 学生納付特例制度の申請手続きを お忘れなく!

学生納付特例制度は、大学や専修学校などに在学する20歳以上の学生または生徒が、国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人の前年所得が一定基準以下であれば、在学中の保険料の納付義務が猶予される制度です。

この制度は、在学期間中、毎年度申請手続きが必要で、前年の所得基準「申請者本人のみ」118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

ハガキを紛失した方、学校等が変更になった方、新たに在学した方は、マイナンバーカード

令和元年度に学生納付特例制度を利用し、2年度も引き続き在学する方で、この制度を利用する場合は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ)に必要な事項を記入のうえ、返送してください。

また、離職後に申請する場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被



または年金手帳、学生証(コピーでも可)、認め印、本人確認書類(代理人の場合は、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類)をお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)または青梅年金事務所 ☎30-3410 市保険年金課国民年金係

申請先・問い合わせ

身体障害者・精神障害者などの方で 新たに軽自動車税(種別割)の 減免を受ける方へ

4月1日現在、軽自動車など(二輪車を含む)を所有している方に、軽自動車税(種別割)納税通知書を送付しました。納税期限は6月1日です。

次に該当する軽自動車などは、軽自動車税(種別割)が減免されます。

申請は6月1日まで

4月1日現在、軽自動車など(二輪車を含む)を所有している方に、軽自動車税(種別割)納税通知書を送付しました。納税期限は6月1日です。

※現在、自動車税(種別割)の減免を受けている方や、すでに申請している方を除く。

減免対象車両 身体障害者などが所有する車

また身体障害者などのために使用する車で、生計を一にする家族が所有する車(障害の程度により、対象にならない場合があります)▽身体障害者などが利用できるように改造された車

対象となる障害の程度

①身体障害者手帳※
 ②戦傷病者手帳※
 ③愛の手帳(1〜3度)
 ④精神障害者保健福祉手帳

※①②で該当する区分・級・程度については、お問い合わせください。

申請に必要なもの 対象

帳(1級)

申請先・問い合わせ 市民税課庶務係

5月は水防月間です

5月は水防の意義や重要性について理解を深め、市民の協力のもとに水害を未然に防ぎ被害を少なくするための水防月間です。

市内でも、集中豪雨により、局地的に河川の水位が上昇し、冠水等する場合があります。大雨の際には、周囲に十分気を付け、早めの避難など水害に備えましょう。

事前の備え

- ▽避難場所、親類や友人宅など避難先を事前に確認しておきましょう。
- ▽家族の安全確認の方法を決めておきましょう。
- ▽貴重品、衣類、非常用食料などを準備しておきましょう。

市内の雨量情報は、市ホームページで確認できます。また、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットなどで警報等の情報が確認できます。

☆「青梅市民防災ハンドブック」(ハザードマップ)め組(図1)も活用ください。

☆都では、都内に設置している雨量計、河川水位計の観測情報を都建設局ホームページや「水防災総合情報システム」(図2、3)で提供しています。

☆国土交通省では、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、国が管理する多摩川の沿岸市町村で、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っています。

問い合わせ 防災課

図1 ハザードマップめ組



図2 水防災総合情報システム 携帯電話用



図3 水防災総合情報システム スマートフォン用



青梅消防署・市消防団による合同水防訓練の様子

市施設の利用中止、新規予約の受付中止

広報おうめ4月15日号1面掲載「市施設の利用中止、新規予約の受付中止」のうち、新規予約受付中止期間が変更（変更前・5月10日分まで、変更後・当面の間）となります。
 使用料の還付、最新情報や詳細は、市ホームページをご覧ください。
 （令和2年4月20日現在）

名称	利用中止期間	新規予約受付中止期間	問い合わせ
市民センター	体育館	5月10日（日）まで	当面の間
	会議室等	5月6日（振休）まで	当面の間
公園内の施設 （使用予約・許可が必要なもの）	5月6日（振休）まで	当面の間	公園緑地課
福祉センター	5月6日（振休）まで	当面の間	高齢者支援課
住友金属鉱山アリーナ青梅 （総合体育館）	5月10日（日）まで	当面の間	スポーツ推進課 住友金属鉱山アリーナ 青梅 ☎24-7721
永山公園総合運動場体育館・弓道場	5月10日（日）まで	当面の間	
屋外体育施設	5月6日（振休）まで	当面の間	
ネッツたまごセンター （文化交流センター）	多目的ホール 文化活動室A・B・C・D バンドルーム	5月10日（日）まで	当面の間
	上記以外	5月6日（振休）まで	当面の間
御岳山ふれあいセンター	スポーツホール	5月10日（日）まで	当面の間
	上記以外	5月6日（振休）まで	当面の間

青梅市有料自転車等駐車場 定期利用の使用料を還付

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応により、自転車等駐車場の定期利用を取り消した場合、4月以降の使用料を全額還付します。
 ※還付の申請が必要です。
 ※還付を申請すると、4月以降も解約となりません。5月以降に使用する場合、新規の申し込み

となりません。

対象 自転車等駐車場の定期利用の使用料を納付した方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応（通学先の休校や通勤先の休業など）により、4月の利用がなかった方

申請方法 5月10日（必着）までに申請書類（市ホームページからダウンロード可）を次のいずれかの方法で提出
 ▼直接提出：各駐輪場へ
 ▼郵送：市都市整備部管理課交通担当へ

利用証（カード）、定期利用券（車両に貼るシール）、振込口座が分かるもの

お問い合わせ 市都市整備部管理課交通担当

平成31年度の住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳法により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を定期的に公表することが義務付けられています。このため、平成31年度の閲覧状況を公表します。
 問い合わせ 市民課住民記録係

閲覧日	申出者	委託者	調査名	閲覧対象	人数（件数）
4月19日	㈱サーベイリサーチセンター	東京都生活文化局	都民生活に関する世論調査	師岡町2丁目、新町3丁目	30
5月8日	自衛隊福生募集案内所長	—	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務	市内全域	357
5月10日	（一社）新情報センター	内閣府経済社会総合研究所	消費動向調査	千ヶ瀬町4～5丁目	40
5月17日	自衛隊福生募集案内所長	—	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務	市内全域	31
5月20日					375
5月21日					527
5月22日					447
5月23日	㈱毎日新聞社	—	国民の読書世論調査	師岡町1丁目	12
5月24日	（一社）輿論科学協会	東京都福祉保健局	里親に関する都民の認知度、意向等に関する調査	裏宿町、成木2丁目	30
6月5日	（一社）新情報センター	総務省統計局	家計消費状況調査	天ヶ瀬町、大柳町	50
6月7日	（一社）中央調査社	内閣府大臣官房政府広報室	医療のかかり方・女性の健康に関する世論調査	柚木町1丁目	15
6月12日	（一社）中央調査社	内閣府大臣官房政府広報室	国民の生活に関する世論調査	新町1丁目	30
6月19日	㈱エスピー研	東京都生活文化局広報広聴部	食生活と食育に関する世論調査	住江町、新町8丁目	30
6月21日	㈱アストジェイ	東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課	在宅高齢者の生活実態調査	根ヶ布1丁目、駒木町3丁目、河辺町2丁目、千ヶ瀬町4丁目、塩船、今井1丁目、柚木町2丁目、成木1丁目、新町3丁目	225
7月17日	（一社）新情報センター	法務省擁護局	2019年度人権に関する意識調査	河辺町6丁目	25
8月7日	㈱アストジェイ	東京都生活文化局広報広聴部広報課	平成31年度広報広聴活動に関する調査	河辺町3丁目、小曾木1丁目	30
8月13日	㈱エントリーサポート	東京消防庁	消防に関する世論調査	今井1丁目、新町1丁目、野上町3丁目	24
8月23日	東京都福祉保健局	—	令和元年度福祉保健基礎調査	新町7丁目	46
9月6日	㈱綜研情報工芸	東京都福祉保健局医療政策部医療政策課地域医療対策担当	医療に関する都民意識調査	今井3丁目、河辺町7丁目、富岡1丁目、野上町3丁目、藤橋2丁目	180
10月7日	（一社）新情報センター	消費者庁	令和元年度消費者意識基本調査	大門3丁目	25
10月17日	㈱サーベイリサーチセンター	東京都生活文化局	オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	河辺町6丁目、長淵1丁目	30
10月25日	（一社）新情報センター	総務省統計局	家計消費状況調査	御岳1～2丁目、御岳本町、長淵7丁目	100
12月26日	㈱RJCRサーチ	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科	少子高齢化社会における家族・出生・仕事に関する全国調査	市内全域	8
1月14日	㈱日経リサーチ	文部科学省国立教育政策研究所	第2回OECD国際成人力調査（PIAAC）予備調査	勝沼3丁目、河辺町1丁目	36
2月3日	自衛隊福生募集案内所長	—	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務	市内全域	444
2月4日					508
2月5日					266
2月12日	（一社）新情報センター	総務省統計局統計調査部消費統計課	家計消費状況調査	塩船、大門2丁目、畑中1～2丁目	150
2月14日	（一社）中央調査社	国立研究開発法人国立がん研究センター社会と健康研究センター予防研究部	健康情報についての全国調査	畑中1丁目	20



広報おうめ「なんでも情報局アンテナ」の締め切りは、6月1日号…5月7日(木)、6月15日号…5月20日(水)です。 - 秘書広報課 -

なんでも情報局アンテナ

☆ 催し

● 認知症家族の会 6月12日(金)、7月10日(金) 正午～午後3時▽福祉センター▽費用無料▽同会 青梅ネット 長谷川 22・07378申し込み

● 山野草の展示会 5月16日(土)、17日(日) 午前10時～午後4時30分▽澤乃井ガーデンギャラリー▽費用無料▽直接会場へ▽みたけ山草会 佐藤 090・33163024

☆ 会員募集

● レクダンス 第1.3.5火曜日 午後8時～9時▽大門市民センター▽月額300円▽見学可▽レクダンス82 児玉 080・

ボランティア・市民活動センターから申し込み・問い合わせ

〒23-7163 23-7165 郵送：〒198-0042 青梅市東青梅1-177-1

3

● おもちゃの病院おうめ 5月9日～30日土曜日 午後1時～4時▽福祉センター▽おもちゃの無料修理※即日修理できない場合・直らない場合あり▽費用無料(部品代等実費)▽直接会場へ ● パソポラカフェ 5月9日(土) 午後1時～3時30分▽福祉センター

6798・0679

● 囲碁 金曜日 午後1時～5時▽東青梅市民センター▽月額500円▽コスミ会 青山 090・9963・5659

官公署だより

● 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります 国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、納税が猶予されます。事情により用意していただく資料が異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。電話でご相談ください▽青梅税務署徴収部門 22・3185 ※自動音声で案内いたしますので、「2」を選択してください。



「生涯学習だより」原稿募集

市教育委員会では、みなさんの学習活動を支援するために「生涯学習だより」を年4回(4月・7月・10月・1月)発行しています。

令和2年7月発行の「生涯学習だより」に掲載を希望する方は、情報をお寄せください。

掲載条件 団体やサークルが主催または共催し、市民が参加できる教室、講演会、展覧会、イベント等で①2年7月～10月中旬に実施を予定している事業および会員募集②2年2月～5月に終了した事業

生涯学習だより

生涯学習だより 令和元年10月 第43号 夏の事業報告 「邦楽親子教室」 「茶道教室」 「英語で料理教室」 青梅市総合文化祭

掲載内容 ①催し物のタイトル、内容、開催日時、会場、対象者、問い合わせ 社会教育課

9835または直接社会教育課へ

令和2年5月20日までにファックス 22・

の報告等や次回に向けたPR等。写真等の掲載もできます。 ※紙面の都合等により掲載できないものもあります。

生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2020～は中止となりました

5月16日(土)、17日(日)に釜の淵公園、ネッツたまぐーセンターで開催を予定していた「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2020～」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

問い合わせ 社会教育課



就学相談を受け付けています ～楽しい学校生活を送るために～

就学相談室では、心身の障害により支援を必要としているお子さんの入学や転学等について、保護者の相談を受け付けています。

次に該当するお子さんの保護者は、期限までにご相談ください。

対象・期限 下表参照 問い合わせ 就学相談室(東青梅センタービル3階) 25-1014、学務課教育支援係(市役所3階)

Table with 2 columns: 対象 (Target) and 期限 (Deadline). Rows include: 1. 来年4月に、小学校入学予定で、心身に障害があると思われる方 (10月30日 金); 2. 心身に障害のある小学6年生で、中学校進学について相談したい方 (7月31日 金); 3. 小・中学校の通常学級に在籍し、心身の障害により転学を考えている方 (11月30日 月)

※特別支援教室の利用を希望する場合は、お早めに各学校へご相談ください。



青梅市医師会健康コラム64 新型コロナウイルス感染症への対応は? なごみクリニック院長 土井京子

新型コロナウイルス感染症は、新種のコロナウイルスを原因とする感染症です。現時点ではワクチンや特効薬はなく、PCRなどの検査も一般外来ではできません。 ウイルスに感染しても、約80%の方は、症状がないか軽症のまま1週間程度で落ち着きます。肺炎など重症化する場合は、1週間ほどの呼吸器症状後に悪化する症例が多いようです。 喫煙者で重症化率(2倍)と死亡率(3倍)が上がるといふ報告があり、禁煙をお勧めします。 目安となる症状は、感染後2日から2週間、せき、発熱、息切れなどの症状が見られます。改善しなければ、まず、医

療機関に電話相談しましょう。受診が必要となったら、マスクを着用して受診。多くは、症状を抑える薬を服用し、自宅の個室(トイレも可能なら別に)で経過をみるようになります。 その際は、家族やペットにうつさないため、接触は極力避けましょう。食器、タオル、食べ物、飲み物などの共有もやめましょう。せきやくしゃみは、ティッシュで押さえます。 感染予防のため、次の4点を心がけましょう。 ①換気の悪い密着空間や人が密集する場所は避け、人混みでも可能なら他の人との距離を2m以上保ちましょう。 ②感染拡大時は、外出を

極力避けましょう。 ③食べる前・目や口や鼻を触る前・外出から帰った際など頻繁に手を20秒間せっけんや流水で洗いましょう。できない時は、60%以上のアルコールを含んだもので、拭きまじょう。 ④よく手が触れる表面(テーブル、ドアノブ、ライトスイッチ、電話、キーボード、蛇口、手すりなど)は、アルコールまたは洗剤や薄めた家庭用塩素系漂白剤(主成分が次亜塩素酸ナトリウム)で、あることを確認し、濃度が0.05%になるよう(調整)で拭いた後、水拭きしましょう。 今後、感染が拡大した場合、すぐに医療機関を受診せず、自宅で経過をみて、不安があればま

ず電話で相談しましょう。多くの場合は、自宅で回復しますので、解熱剤など症状を改善させる薬(アセトアミノフェン)を用意しておきましょう。 生活必需品をストックしておき、感染者が増加したら、外出を極力避け、家で過ごしましょう。ふだん飲んでいる薬が必要などときは、主治医に電話で相談してください。 感染の早期終息には一人ひとりの正しい知識と理解ある行動が必要です。一緒に頑張りましょう。

問い合わせ 健康センター 23・2191

▽新型コロナウイルスについて: 西多摩保健所 22・6141

5月の相談日・健康診査

相談名	日程	時間	相談員 ※内容・対象	会場・備考
消費者相談	月～金曜日 ※祝日を除く	午前10時～正午 午後1時～4時	消費生活相談員 ※訪問販売や買い物のトラブル等	電話相談のみ ▷消費者相談室専用電話☎22-6000 ▷参考資料があれば、お手元にご用意のうえ、電話してください。
福祉専門相談	12日(火)	午前9時30分～11時30分	弁護士 ※成年後見制度、遺言・相続等	福祉センター1階相談室 ▷予約は☎22-1233社会福祉協議会へ
	27日(水)	午後5時～8時		

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法律相談、交通事故相談、登記相談、相続・遺言等暮らしの手続き相談、行政相談、身の上相談、労働相談、住宅相談、おとなの健康相談、こどもの健康相談、健康診査、むし歯予防教室、BCG予防接種、子育て支援事業については、休止となります。今後の実施予定等は、市ホームページをご覧ください。

総合病院 院長テレホン

院長が病院運営などについて、ご意見やご要望などを電話でお受けします。
※医療相談はできません。

日時 5月25日(月)
午前9時～正午
電話 ☎22-3191



5月の献血

日時 5月19日(火) 午前9時30分～11時30分
会場 青梅税務署正面駐車場 直接会場へ
詳細・問い合わせ 東京都赤十字血液センター☎042-529-0405

5月の収益事業

ボートレース多摩川



ウェイキー&リップル

☆5日(祝)まで…第27回多摩川さつき杯
☆9日(土)～14日(木)…第31回日本モーターボート選手会会長賞
☆24日(日)～29日(金)…ヴィーナスシリーズ第5戦は政プリンセスカップ
電話投票会員募集中 電話 ☎0120-858-006でレポート加入受付センターへ

京王閣競輪



☆4日(祝)～6日(振休)…F I 恩田繁雄杯&日刊スポーツ杯(ナイター)
☆25日(月)～27日(水)…F II サンスポ杯&CTCカップ(ナイター・ガールズ)

フレッシュランド西多摩

☎042-570-2626

5月7日(木)まで臨時休館

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月7日(木)まで臨時休館となります。臨時休館中は、散策路など、敷地内の利用もできません。ご理解とご協力をお願いします。

今後の状況変化により、臨時休館の期間や施設利用の取り扱いなどが変更となる可能性があります。最新情報は、ホームページ <https://www.nishiei.or.jp/freshland/> をご覧ください。

特別児童扶養手当等の手当額の改定

令和2年4月から、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、2年度の特別児童扶養手当、特別障害者手当等の手当額が改定されました。

問い合わせ 障がい者福祉課庶務係

手当の種類	改定前	改定後	
特別児童扶養手当	1級	52,200円	52,500円
	2級	34,770円	34,970円
特別障害者手当	27,200円	27,350円	
障害児福祉手当	14,790円	14,880円	
福祉手当(経過措置分)	14,790円	14,880円	

対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している保護者でひとり親の方、児童
い。申請に必要な要件や提出書類などは、お問い合わせください。
※申請が遅れると、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。
手当ては申請した日の翌月分から支給されます。申請が遅れると、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。
申請してください。

児童育成手当の所得制限限度額(令和元年中の各種控除後の金額)

扶養人数	所得額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円

扶養人数が1人増すごとに38万円加算

問い合わせ 子育て推進課助成係

児童育成手当の申請
6月は所得の見直し月
新たに申請する方は5月31日までに提出を
所得制限を越えていたため、児童育成手当を受けていなかった方で、前年所得が前々年より下がったなど、新たに受給資格に該当すると思われる方は、5月31日までに申請してください。
現在受給している方が6月に現況届の提出が必要で、6月上旬に書類を送付します。

幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用の一部助成

幼児・児童用自転車ヘルメットを事業協力店で購入する際、費用の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

申請できる方 市内在住の13歳未満の幼児・児童の保護者

助成内容 幼児・児童用自転車ヘルメット(SGマーク付き)1個につき上限2,000円

※当該年度幼児・児童1人につき1個

※事業協力店で取り扱いのものに限ります。

購入方法 事業協力店(右表参照)でヘルメットを購入する際、市が発行する助成券を提出し、助成額を差し引いた金額を支払ってください。

申請方法 申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入・押印し、市民安全課市民安全係へ

※郵送可

※申請受理・内容審査後、助成決定通知書と助成券を送付します。申請受理後、1～2週間程度かかります。

事業協力店

店名	所在地・電話
長谷川オートサイクル	勝沼3-92-5 ☎22-4498
自転車人の店クロチェリスタ	日向和田3-535-11 ☎27-4261
青柳商店	本町152 ☎22-2610
和田自転車店	日向和田3-522 ☎22-4397
吉川サイクル商会	駒木町1-737 ☎22-4667
輪千自転車店	友田町2-677 ☎22-0644
田中輪業	千ヶ瀬町2-258 ☎24-0540
サイクルスポーツのぞき	大門1-761-13 ☎24-2245
岡ちゃんサイクル	河辺町7-10-10 ☎32-1808
自転車コーキ屋	河辺町10-11-4 ☎78-3658

木曜夜間窓口・日曜納付窓口・納期限

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、木曜夜間窓口と日曜納付窓口については、休止となる場合があります。

最新情報は、市ホームページをご覧ください。

5月の木曜夜間窓口

開設日 7日、14日、21日、28日

対象課・問い合わせ 市民課、保険年金課、介護保険課、高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て推進課、収納課、市民税課、資産税課

5月の日曜納付窓口

日時 24日(日) 午前9時～午後4時

問い合わせ 収納課収納管理係

5月の納期限

- ▷固定資産税・都市計画税…1期
- ▷軽自動車税